

ID: 1891

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	生活療養減額認定証の交付
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第2項
法令番号	昭和33年厚生省令第53号
【根拠条文】 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等) 第26条の6の4 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「生活療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証(以下「生活療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。 (1) 市町村 様式第1号の6の3による生活療養標準負担額減額認定証 (2) 組合 様式第1号の6の4による生活療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 (1) 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者でなくなつたとき。 (2) 生活療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から生活療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日
-----------	-----------	---------	----------